

ストーカー規制法が改正されました!!



①紛失防止タグの悪用



「紛失防止タグ※を使って位置情報を取得する行為」及び「紛失防止タグを取り付ける行為等」が規制対象行為に追加されます。(令和7年12月30日施行)

これらの行為は**警告・禁止命令等の対象**となります!

繰り返した場合、**検挙される**可能性があります!

※タグと同様に位置情報を特定する機能を持つ機器(イヤホン等)も含む。

自転車のサドル等にひそかにタグを忍ばせる



カバン等にひそかにタグを忍ばせる

タグから位置情報などを取得する



②職権警告の創設

改正前は、警察が加害者に警告するには被害者の申出が必須でしたが、改正後は必須ではなくなりますので、申出をためらう被害者にも寄り添った対応が可能になります。(令和7年12月30日施行)

③被害者への援助

被害者に対する援助の主体に、地域住民に加え、**被害者の勤務先、学校**が追加されます。(令和7年12月30日施行)



勤務先・学校関係者の皆様は、被害者への援助に御協力をお願いします。

④情報提供の禁止

ストーカー行為等をするおそれがある者に、**被害者に関する情報を提供**する行為は**禁止**されています。



改正後は、警察から**情報提供を行わないよう要請**等がなされることがあります。

(令和8年3月10日施行)

情報提供をすることで、**ストーカー規制法違反の帮助犯等**として検挙される可能性もあります!

一人で悩まず相談を!!



被害の申告
援助の申出

緊急時

110番

その他

警察相談専用電話 #9110

最寄りの警察署 都道府県警察のホームページへ

